

に対応していくのかに関する考察は極めて意義のあるものであるが、第四の問題として、「電子情報化」そのものに対する背景をもう少し深く掘り下げる必要があったように思われる。情報公開の制度化に関しては、学界、市民、議員・政党、行政、マスコミの五つにアクターを分類しているが、これらと「電子情報化」との関連の度合いは必ずしも同じではない。それぞれのアクターと「電子化」との距離によっても、今後の導入要求の形態が異なると考えられるからである。

以上のように、さらに検討が望まれる問題が残っていると、情報公開制度を、「動態」として促え、行政学的、行政法学的な視点に加え、さらに制度史的、政治学的な分析を加えることによって、本論文の学界、行政実務に対して貢献するところは極めて大である。よって審査員一同、本論文により、博士（法学、慶應義塾大学）の学位を授与することが適当であると判断する。

平成八年二月二六日

以上

主査	慶應義塾大学法学部教授	堀江	湛
副査	慶應義塾大学法学部教授	小林	良彰
副査	法学研究科委員法学博士	日本	田弘
副査	日本大学法学部教授		
政治学博士			

増田 正君学位請求論文審査報告

増田正君が提出した論文『現代フランスの政治過程——政権形態と選挙過程に関する計量分析——』の構成は以下の通りである。

序章

第1部 選挙制度と政治的アクターに関する分析

第1章 現代フランスにおける政党と選挙協力

——政党の離合集散に関する選挙制度論的研究——

第2章 第五共和制下の選挙制度改革

——議席配分シミュレーションによる解釈——

第3章 地域特性と投票行動に関する計量分析

——主成分分析とクラスター分析による投票解析——

第4章 一九九五年大統領選挙における候補者得票

——二回投票制における

投票行動に関する計量分析——

第2部 選挙過程と政治資金に関する分析

第5章 政治資金規正の効果と実際

——現代フランスにおける政治資金規正——

第6章 選挙と政治資金に関する計量分析

——一九九三年国民議会選挙を事例として——
第7章 公選職兼任制と政治資金

——「統合された組織」における選挙過程——
第3部 政権の形態とその安定性に関する分析

第8章 第四共和制下の連合政権

——多党制における中道派の連合政権——
第9章 第五共和制下の連合政権

——半大統領制下における安定した多数派形成——
第10章 国民議会における政策形成

——政策類型と政権形態の関連を中心として——
第11章 地方行政と地方政治

——交差調整モデルと公選職兼任制——

終章

本論文は、現代フランスの政治体系を計量的に分析することにより、政治制度の運用状況と政治的アクターの行動を実証的に記述し、その上で、政治的なインプリケーションを導き出し、真の意味における「比較」政治的な考察を加えることを目的としたものである。すなわち、それは、現代フランスにおける政治制度の形態およびその作動状況の動態を具体的に説明するものである。

そもそも、わが国において、フランス政治の現状がいかなるものか、そしてフランスの政治体系がどのような制度的な配置

になっているのか、また、それによって政治的アクターがどのような拘束を受けているのか、といった問題に対して明確な答えを出している研究は少ない。わが国におけるフランス政治を扱った文献は、いわゆる海外事情紹介の域にとどまっているものが多く、真の意味において比較政治学の水準に達しているとは決して多いとはいえない。フランスの政治学界においても「フランス中心志向」が強く、政治研究をフランス政治の評論と同一視しがちな傾向があり、必ずしも制度、あるいは政治的アクターの厳密な比較分析が行われてきたわけではない。

本論文は、そうした従来のフランス政治研究の不備を踏まえ、政治システム内の諸アクターの動態に焦点をあて、ミクロ的な分析を加えたものであり、また、権力関係についても「体制間」の比較制度分析のみならず、「体制的」の比較過程分析をも視野に入れていることが大きな特徴の一つである。

本論文は三部構成となっており、第一部『選挙制度と政治的アクターに関する分析』は、政党、候補者、選挙制度の相互作用、すなわち、政党の変容、政党制の変遷、選挙制度の循環、候補者投票、政党得票等の複合的な観点から実証分析を行ったものである。

第1章『現代フランスにおける政党と選挙協力』は、合従連衡と離合集散を繰り返してきたフランスの政党そのものを扱った研究である。ここでは先ず、第三、第四共和制と、第五共和制における政党の比較が行われ、後者、すなわち、「ドゴール

の共和国」において、政党の役割は限定化されたものの、より規律のある政党から成る政党政治が生まれたとしている。このため、第五共和制の成立と小選挙区二回投票制の導入に焦点を当て、ハーフィンダル指数の逆数である「有効政党数」と、各党の議席率と得票率との差の総和である「不均衡指数」を用いた分析が行われ、また、導入以後の政党間の選挙協力に関する計量的、実証的分析が行われている。その結果、第五共和制の政党は、小選挙区二回投票制によって明確な与野党関係が構築されたために質的な変遷を遂げ、また、責任ある政党制は、選挙協力、すなわち、政党の規模と配置の関数の制度化によって支えられるようになったとしている。

第2章『第五共和制下の選挙制度改革』は、半大統領制を採用する第五共和制下の選挙制度改革の目的を考察している。具体的には、一九八五年および一九八八年の選挙法改正の要因を分析するため、一九八六年の国民議会選挙が小選挙区二回投票制で行われた場合のシミュレーションおよび一九八八年の国民議会選挙が県単位比例代表制で行われた場合のシミュレーションを行い、両改正とも、議会多数派によって有利な選挙制度が選択されたことを確認する。そして、一九八八年の保守連合による選挙制度改革は、社会党に有利な結果をもたらしたが、これは議会展散権が大統領に握られていたことに加え、ミッテランが再選を果たした大統領選挙の影響を受けたためである。しかし、この改革の担い手であった保守連合も、「右ブロック内」で競

合してきた極右国民戦線を一議席に封じ込めることに成功した。

第3章『地域特性と投票行動に関する計量分析』は、従来、フランスの投票行動の分析において用いられてきた「選挙地理学」の手法の弊害を指摘した上で、固定的な左右の勢力関係のみならず、新興勢力の伸長、得票の分散化、棄権の増大等の現代的な諸現象に対応するため、多変量解析の一種である主成分分析とクラスター分析を用いて投票行動の分析を行っている。主成分分析では、県を分析単位として、人口、世帯人口、産業、賃金の四つの分野の諸変数を用い、「都市―農村」（第一主成分）、「工業―非工業」（第二主成分）、「活性―非活性」（第三主成分）の軸を析出しているが、分析の結果、過去四回の国政選挙および地方選挙における政党得票と候補者得票は必ずしも一致していないとしている。また、クラスター分析では、主成分分析と同様の分析単位および変数を用いて、「高度都市化地域」、「都市―開墾化地域」、「工業化・斜陽地域」、「半農村・活性化地域」、「観光・強活性化地域」、「準農村・過疎地域」の六つのクラスターを析出し、さらに、宗教実践と得票に関する計量分析も試み、従来の「選挙地理学」では扱わなかった地域特性を分析している。

第4章『一九九五年大統領選挙における候補者得票』は、従来、二回投票制に関する研究が、フランスのイスマル、パロデューによるものを除けばほとんど行われてきていないことに鑑み、一九九五年の大統領選挙を事例に、選挙協力と得票移動に

関する計量分析を行い、そのメカニズムの解明を試みている。

小選挙区二回投票制においては、第一回投票では各党、各候補者は「競合」し、第二回投票では「協調」することが要請され、この結果、フランスにおいて左右各二党から成る四党制が継続しているが、本章では、得票ベースにおける多党化が進展し、得票の分散化が顕著であった一九九五年の大統領選挙の動向を考察している。具体的には、候補者得票と二回投票制との関係を分析するため、候補者決定と選挙予測、候補者得票の相關分析、そして棄権と二回投票制に焦点が当てられ、また、候補者得票決定の諸要因を解明するため、政党得票と候補者得票、失業と得票多元化に関する分析が行われている。この結果、一九九五年の大統領選挙では、選挙協力がほぼ順当に機能したこと、二回投票制における得票構造と失業率、得票多元化との関係などが明らかにされている。

第2部『選挙過程と政治資金に関する分析』は、政治資金立法と公選職兼任制（議員職の兼務）の観点に立つての分析である。フランスにおいて政治資金法制が整備されたのは一九八八年であり、必ずしも古い歴史を有しているわけではない。そこで第2部では、フランスにおける政治資金制度を概観した上で、選挙過程を計量的に分析し、政治資金の規正が選挙結果にどのような影響を与えたかを明らかにしている。

第2部第5章『政治資金規正の効果と実際』は、一九八八年以降の政治資金立法に至った背景、数次にわたる改正過程等を

論じている。すなわち、一九八八年のコアビタシオン下のシラク内閣における「政治資金浄化法」の制定、一九九〇年のロカール内閣における同法の改正、さらには、政治資金の透明化、経済活動の透明化等を目的とした、ベレゴボワ内閣における一九九三年の「腐敗防止法」の制定が考察されている。もっとも、筆者はこうした政治資金立法が必ずしも有効ではなく、根本的な腐敗の除去には、兼職の禁止と地方分権の推進、天下りの抑制と公私セクターの分離、政党の体質改善といった構造改革が必要であるとしている。

第6章『選挙と政治資金に関する計量分析』は、一九九三年の国民議会選挙を事例として、「選挙活動会計に関する簡易報告書」で明らかにされている選挙活動費をもとに、いわゆる政治とカネとの関係を分析している。具体的には、党派と候補者得票率の決定要因、得票率と選挙支出といった、選挙支出と得票構造の実証分析がクロス集計、重回帰分析等を用いて行われ、「候補者レベルの選挙支出は候補者の得票を規定しているか」という問いに対する答えが検討されている。分析結果として、候補者の得票率が選挙支出のみによって規定されているわけではないものの、選挙支出は得票構造に影響を与えているとしている。

第7章『公選職兼任制と政治資金』では、現代フランスにおける中央・地方関係における公選職兼任制の現状が分析されている。そもそもフランスの「半大統領制」においては、閣僚と

国会議員との兼職は禁止されているが、バリ市長を兼ねていたシラク首相の例を挙げるまでもなく、閣僚と地方公選職といった垂直的な兼職は禁止されておらず、ルクレールはそれを「統合された組織制度」と呼んでいる。ファビウス内閣は一九八五年の「公選職兼任制限法」を制定したものの、国会議員の八割近くが公選職に就いている。また、選挙会計報告書によれば、兼職議員には企業等の団体献金が集中しているとされている。本章ではこうした現状に鑑み、得票率決定モデルと当選・落選決定モデル、政党会計に関する考察、候補者の選挙会計に関する考察等を通じ、公選職と政治資金との関係に関する分析が行われている。その結果、公選職の兼任は政治資金の獲得を容易にし、直接または間接的に得票率と選挙結果に影響を与えていること、公選上の地位によって政治資金の獲得量に差異があり、多い順に、現職国会議員で地方公選職の者、現職国会議員のみの者、地方公選職のみの者であること、選挙支出が選挙結果に与える影響は必ずしも一定ではなく、三五万フラン程度までの支出が有効であったこと、企業等の団体献金は政治力の強いところに集中する傾向があり、既存の政治勢力に有利に作用することなどが明らかにされている。

第3部『政権形態とその安定性に関する分析』は、政治制度が政権の安定性に与える影響とその条件に関する分析である。そもそも第五共和制は、不安定な第四共和制の反省に立って導入されたものであり、政治的安定の達成は容易であると考えら

れがちであったが、実際にはその安定性を揺るがす要因も少なくない。第3部は、半大統領制、連合政権論、政策形成過程、公選職兼任制といった第五共和制における諸要因に焦点をあて、行政府の安定性を確保するために企図された政治制度の動態を複合的に分析している。

第8章『第四共和制下の連合政権』は、多党制における中道派の連合政権に関する考察に主眼が置かれている。先ず、第四共和制下の政治状況として、諸政治勢力、内閣形成のルール、政党システムと内閣形成が概観された後、連合政権のパターン、各党のイデオロギー、内閣の継続性に関する決定要因等が考察され、第四共和制下の連合政権がいかなるものであったのか記述されている。例えば、連合政権のパターンとしては、三党政治期、第三勢力期、第四勢力期、中道二大勢力期、内閣危機の時代が挙げられているが、総じて第四共和制下における連合政権の特徴としては、政党の規律が弱く、また、政党の数が多いため、「情報の不確実性」が増大し、最小勝利連合が形成されにくかった。連合政権そのものの形成とは無関係に、議会内のコンセンサスに立脚した内閣が長期政権であり、第四共和制の連合政権の主たる要因が政党ではなく、むしろ議会であったとしている。

第9章『第五共和制下の連合政権』は、大統領制と議院内閣制との折衷型として導入された半大統領制の下における連合政権に関する分析である。この制度では、大統領は議会に無答責

でありながら、国民議会に対して解散権を行使することができ
るが、実際の統治形態は、大統領と議会多数派との関係によっ
て差異があるため、そのメカニズムの解明が試みられている。

大統領を支持する議会多数派が存在する場合、実際の権力は国
家元首である大統領に一元化されるが、問題は、大統領と首相
の政治的イデオロギーが異なる場合、すなわち、コアビタシオ
ンにおいては、行政府は大統領と首相との「三元制」になり、
基本的に外交は大統領が、また、内政は首相が担うことになる。
もちろん、大統領には首相の任免権が付与されているが、議会
内における勢力比によって制約されるのが一般的である。本論
文ではこうした事実認識を踏まえ、第五共和制における連合政
権が分析され、その結果、「穏健な多党制」である第五共和制
では、内閣の継続期間が従来と比して三倍長くなったとしてい
る。

第10章『国民議会における政策形成』は、半大統領制を制度
的与件として、政策類型と政権形態との関連性に焦点をあてて
政策分析を行ったものであり、議会の役割を再評価するととも
に、政権形態によって議会の役割がいかに異なるについて解明
を試みたものである。そもそもフランスの政治制度は、行政府
の立法府に対する優越をその特徴の一つとしており、議会にお
いて可決された法案に占める政府提出法案の割合は平均で八六
％となっている。本章はこうした現状を踏まえ、「ロウウィース
ピッツァ」モデルを用いて、国民議会において可決された法案

および修正案を分析している。その結果、一九八四年から一九
九二年までの間に議会が形成した政策は、「構成的」(四七％)、
「再分配的」(二八％)、「規制」(一七・九％)、「分配的」(七
％)であったこと、また、各類型の法案審議日数は、「構成的」
が一三一・四日、「再分配的」が二五四・六日、「規制」が一
四八・五日、「分配的」が一五六・八日で、統計的には有意差
はないと指摘している。ただし、政府によって「緊急性の宣
言」がなされると、第二議会が省略されうるが、ノンパラメト
リック検定を用いた結果、同宣言がなされれば、約九〇日間、
審議日数が短縮されるという。これらの結果、政権による政策
形成に与える影響は、議会活動の運営および政策重点領域の操
作に関して小さくはないものの、フランスにおける政策形成は
それほど変化はしておらず、マクロ的には、議会の役割は比較
的固定的であるとされる。

第11章『地方行政と地方政治』は、公選職兼任制をとり上げ、
フランスの地方行政と地方政治の関係を分析したものである。
フランスの公共行政の組織的シェーマは、行政的アクターと政
治的アクターが入り組みながらネットワークを形成しているた
め、交差調整モデルと呼ばれているが、各アクターは相互依存
的であり、同時に相互に統制するものであるとされている。ま
た、本章では、県および地域圏の執行機関である議長の兼職状
況も考察されており、そこでは、フランス本土九六県の議長の
うち、元老院議員が三九人、国民議会議員が二二人であり、兼

職の多さが指摘されている。

元来、これまでのフランス政治に関する研究は、概して「特殊フランス」に関する説明であったり、あるいは、海外事情紹介にとどまり、厳密な意味では必ずしも比較政治学の範疇に入れられるものは少なかった。そのため、比較政治学的な視座に立って、現代フランスの政党の特質に始まり、政党制度と政党選挙過程と政治資金、さらに政策類型と中央・地方関係など、フランスの政治体系全体にわたり、実証的かつ計量的に分析した本論文は、フランス政治を扱った比較政治学の一研究として、極めて意義のあるものといえる。とりわけ、政権形態と選挙過程に関する多角的な分析を通じ、政治制度と政治的アクターの相互規定性を実証的に明らかにしている点は高く評価されてよい。さらに、これまでのフランス政治に関する数少ない比較政治学的研究が、いずれも政治意識、政権形態、あるいは政策分析といった政治体系のサブシステムを構成する特定領域に焦点づけられたものであっただけに、フランスの政治体系全体を分析対象とした本論文の価値は、いくらか高く評価しても評価しすぎることはない。

しかし、そうはいっても、本論文にも問題がないわけではない。第一に、本論文を現代フランスの政治体系の比較政治学的研究として完成させるためには、本論文を構成する各章の有機的関連をさらに高めることが必要である。

第二に、本論文は様々な形での計量分析を試みているが、計

量分析中心の章と定性的記述にウェイトのかかっている章とが混在している。分析手法はとり上げる対象によって異なるのが当然とはいえ、やや不統一の感を与えることは否めない。

第三に、現代のフランス政治をさらに動態的に捉えることも必要であろう。資料的な制約等の問題もあるが、単なる歴史研究ではない政治体系の動態分析が行われれば、学界に対する貢献はさらに大なるものになる。一部の章では、第三および第四共和制との比較が行われているが、全体としては現行の第五共和制のみに焦点があてられ、時代的な流れが十分加味されているとはいえない。また、他の欧米諸国との比較分析も含まれていれば、本論文の価値は一層高まったことであろう。

以上のように、さらに検討が望まれる問題が残っているとしても、現代フランスの政治体系を計量的に分析することにより、政治制度の運用状況と政治的アクターの行動を実証的に考察し、政治学的なインプリケーションを導き出した本論文の学界に対する貢献は極めて大きい。よって審査員一同、本論文が博士（法学、慶應義塾大学）の学位を授与するに十分と認めるものである。

以上

平成八年二月二十九日

主査 慶應義塾大学法学部教授

法学研究科委員

堀江 湛

特 別 記 事

副査	副査
慶應義塾大学法学部教授	慶應義塾大学法学部教授
法学研究科委員	法学研究科委員
慶應義塾大学法学部教授	慶應義塾大学法学部教授
法学研究科委員	法学研究科委員
法学博士	法学博士

田中 俊郎	小林 良彰
-------	-------